

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人揺籃会(以下「この法人」という。)の定款第21条及び第8条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)などの経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬額と支給方法)

第3条 この法人は、会開催毎に出席した役員に報酬金額¥8000とそれにかかる税を含んだ金額を支払うものとする。

- (1) 監事には、監事監査の日に¥8000とそれにかかる税を含めた金額を支払うものとする。
- (2) 評議員は、定款第8条により報酬は支給しない。
- (3) 役員・評議員には、会開催毎に交通費として、¥2000を支払うものとする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年定時評議員会の議決日翌日から施行する。